

# 令和8年度愛媛県トラック物流効率化等緊急支援事業費補助金Q & A集

令和8年4月22日時点

本稿に記載するQ & Aは、補助金申請を円滑化することを目的として想定されるケースをあらかじめ例示したものであるが、実際の申請にあたっては、これによらない事例も生じ得ることから、疑義が生じた場合は、事務補助者に問合せの上、適切に申請を行うこと。

## 1. 前回からの変更点について

Q 1 - 1 令和6年度のトラック物流効率化等支援事業費補助金からの変更点は何か。

従来の物流効率化等の取組に対する支援に加え、今回新たに、車両購入に係る経費について補助することとしている。また、従来メニューの補助上限額を一律で200万円としたほか、補助下限額について25万円に引き下げを行った。なお、運転免許等の資格取得支援については、1人あたり20万円を上限として定額で実費補助することとしており、こちらは補助下限額を適用しないこととしている。

## 2. 補助対象事業の内容について

### 【総論】

Q 2 - 1 - 1 リース契約する車両や器具は補助対象となるのか。

車両その他の器具共にリース契約は補助対象としない。

Q 2 - 1 - 2 (一社)愛媛県トラック協会の会員以外も補助対象になるのか。

会員以外も補助対象となる。ただし、補助金申請に係る書類は、要綱のとおり事務補助者を經由して県に提出すること。

### 【車両導入】

Q 2 - 2 - 1 借り入れた資金により車両を購入する場合や、割賦契約による車両の購入は補助対象になるか。

金融機関から借り入れた資金により購入した車両は補助対象とする。この場合、補助対象期間内に借入金の返済が終了していない場合であっても、車両の販売元への支払いが完了していれば補助対象とする。

割賦契約により購入する場合は補助対象外とする。なお、この場合の割賦契約とは、車両

の販売者に申請者以外の第三者が車両の代金を支払い、申請者が第三者に対して車両の代金を分割して支払う契約をいい、車両の販売店に対して、申請者から直接の支払いが完了していない方式での購入は補助対象外とする。

Q 2 - 2 - 2 トレーラーヘッド、シャーシは補助対象か。【R8. 4. 22 追記】

要綱別 1 注意書き 2 のとおり、被けん引車は補助対象外としていることから、シャーシは補助対象外とし、ヘッドについては補助対象とする。

Q 2 - 2 - 3 積載量 3t の車両は車検証上、小型という記載になるが、補助金申請上は中型という整理でよいか。【R8. 4. 22 追記】

車検証に記載される区分ではなく、要綱別表 1 の区分に基づき、車両の大型・中型・小型を判断する。

Q 2 - 2 - 4 車両本体の完成後、さらに架装した上で車検を受ける。架装が補助対象期間に終了しなかった場合は対象外になるのか。【R8. 4. 22 追記】

架装後に車検を受け営業用車両として登録するのであれば、期間内の架装の完了を含めて補助対象事業の完了とする。なお、期間内に車検が完了しない場合は、補助対象外となるため、期間内の完了が見込めないことが判明次第、事務補助者に相談すること。

Q 2 - 2 - 5 車両本体価格が補助対象経費とされているが、架装は補助対象外か。【R8. 4. 22 追記】

営業用車両として登録するにあたって必要な架装は車両導入支援に含む。なお、営業用車両の登録に必須ではないが輸送能力の向上や、荷役作業の効率化に資する設備については、車両導入支援とは別に、要綱別表 2 の補助対象とする（テールゲートリフター等）。

※要綱別表 2 の補助対象とする場合、現行より輸送能力の向上や荷役作業の効率化に資するのであれば、テールゲートリフター等は中古であっても補助対象とする。

#### 【物流の効率化】

Q 2 - 3 - 1 デジタル運行記録計については、本体費用だけでなく取り付け工賃も対象となるか。また、機能拡張も対象となるか。

取り付け工賃は対象とする。機能拡張についても、運行の効率化に資する場合は、対象とするが、資料の添付などにより効果を説明できるものであること。

Q2-3-2 フォークリフトの購入を検討しているが、中古車両であっても対象となるか。

フォークリフトはこれまでの物流効率化等支援事業費補助金において荷役作業の効率化に資するとして補助対象としてきた経緯を踏まえ、要綱別表2の2「荷役作業の効率化機器等の導入」の補助対象とする。

なお、車両導入支援においては中古車両を補助対象外としているが、フォークリフトについては台数が増える場合や、現在使用しているフォークリフトと比較して運転しやすいなど、作業効率が向上する場合は対象とする。

Q2-3-3 フォークリフトとあわせてパレットの購入を検討している。パレットの規格について指定はあるか。

具体的な規格を指定するわけではないが、現状より作業の効率化が期待できるとして具体的に説明ができるものに限る。

Q2-3-4 デジタコは車両導入補助に申請している車両に搭載するものでも補助対象になるか。【R8.4.22 追記】

補助対象とする。ただし、デジタコに係る経費は、別表2の「輸送の効率化に資する機器・システムの導入」として申請し、車両購入と別に申請すること。

Q2-3-5 フックロールの箱は別表2のメニューの補助対象になるか。【R8.4.22 追記】

現状のコンテナ等よりも輸送の効率化や荷役作業の効率化が可能になることが必要であり、この旨の説明があれば補助対象とする余地がある。

Q2-3-6 クレーン、ホイールローダー、油圧ショベル等は補助金申請の対象となるのか。また、ジョロダー（重量物を積んだパレットを荷台でスムーズに移動させるための搬送補助装置）のような荷役の補助機器は対象となるのか。【R8.4.22 追記】

トラック事業者として、補助対象事業の「輸送の効率化」や「荷役作業の効率化」を目的とするものであれば、申請は可能である。申請後、愛媛県の審査を受け、交付決定の可否が判断される。なお、同種の機器であっても建設事業等の他事業に供するような機器は補助対象とはならないことに留意されたい。

【人材確保・育成（ハード）】

Q 2-4-1 冷蔵庫や電子レンジ、エアコン等の購入は補助対象となるか。

家電製品の購入やエアコン等については、休憩室・更衣室等の整備に伴って購入・設置を行い、かつ、従業員の就労環境改善に資するものと認められる場合に限り、補助対象とする。

Q 2-4-2 人材確保・育成において、休憩室の空調設備等を更新しようと考えている。休憩室の新設ではなく、更新でも補助対象か。【R8.4.22 追記】

就労環境の改善として整理できるのであれば、新設・更新ともに補助対象となる。また工事費についても補助対象に含まれる。

※自社施工の場合は材料費のみを補助対象とする。

Q 2-4-3 防犯カメラや監視カメラは補助金申請の対象となるのか。【R8.4.22 追記】

補助対象事業の人材確保や荷役作業の効率化に該当すれば、申請は可能。

#### 【人材確保・育成（ソフト）】

Q 2-5-1 人材募集のためのホームページ作成費用は対象となるか。

作成費用は対象とする。ただし、運用管理費は対象としない。

Q 2-5-2 資格取得について、事業着手及び事業完了の考え方はどのようになるのか。

講習や教習所への申し込みを以て事業着手とみなす。また事業完了については、資格等の取得と経費の支出（消費税や印紙税相当額は補助対象外）の双方が完了した日とする。

※事業完了とみなす経費の支出は、従業員から教習所等への支払いではなく、事業者から従業員又は教習所等への支払いをいう。

Q 2-5-3 資格取得について、具体的にどのような資格が補助対象となるのか。

以下の免許、資格を想定している。

（補助対象資格等）

- ・道路交通法に基づく自動車第一種運転免許（大型、中型、準中型、けん引）
- ・労働安全衛生法に基づくフォークリフト技能講習修了証

Q 2-5-4 資格取得について、補助対象期間内に資格を取得できなかった場合は、補助金の交付決定が取り消されたり、補助金返還が必要になったりするのか。

本事業は、ドライバー等の不足解消に直接成果のあったものを補助対象としており、資格

が取得できなかった場合は補助対象としない。このため、交付決定後、資格取得が見込めないことが明らかとなった場合には、変更申請書を提出し、対象事業を中止・廃止すること。

また、実績報告にあたっては、資格取得が確認できる資料や、補助決定事業者から従業員・教習所等への支払いの状況が分かる資料を添付すること。

Q 2 - 5 - 5 資格取得について、従業員へ資格取得に係る費用（自動車運転免許取得のための教習所費用等）を支払う必要があるのか。それとも、会社が従業員に代わって教習所へ支払う必要があるのか。

どちらの場合も補助対象となる。ただし、どちらの場合であっても経費の内、消費税や、印紙税といった税相当額は補助対象外とする。

Q 2 - 5 - 6 資格取得について、1名当たりの補助上限額が20万円とのことだが、同一人物が複数の資格を取得する場合に同時申請は可能か。可能な場合どのような取り扱いになるのか。

複数資格の同時申請は可能。その場合、取得する資格ごとに補助上限額を適用する。仮にA氏が2種類の資格を取得する費用を支援するとして補助金を申請する場合、各資格の取得に要する費用について、それぞれ20万円を上限に補助する。この場合、資格①について10万円補助、資格②について30万円補助という総額に基づいた運用は不可。

Q 2 - 5 - 7 資格取得について、申請日時点では未採用の者についても補助対象となるか。

【R8.4.22 追記】

申請日時点では採用手続き中等の理由により現に雇用されていない場合でも、採用見込みとして交付申請を行うことは可能。ただし、実績報告の際には現に在籍していることが必要である（給与や社会保険料の支払い記録等で確認する）。

Q 2 - 5 - 8 資格取得支援の対象となる資格は、Q&Aに記載されているものだけか。

【R8.4.22 追記】

Q&Aには事前に想定されている資格を掲載している。記載がない資格について申請する場合は、トラック事業においてどのような用途で使用し、どのような効果に繋がるのかを申請書の「事業の目的及び内容」欄に記載すること。他事業（建設業等）での用途と判断される場合は補助対象外とする。

Q 2-5-9 免許取得のため教習申込みが確定している社員と、申込みが見込まれる社員とがいるが、補助金申請はどのように行えばよいか。【R8. 4. 22 追記】

申込みが見込まれる社員も含めて事業計画を策定のうえ交付申請を行うことで差し支えない。ただし、見込まれる社員が教習申込みを行わなければ、その事実が確定したところで速やかに「変更等申請書」を提出することになる。

Q 2-5-10 就職説明会について、行政が主催のものに限る等の制限はあるか。【R8. 4. 22 追記】

主催者に制限はない。

### 3. 補助対象期間について

Q 3-1-1 補助対象となる期間とは具体的にどのようなものか。

補助対象事業の着手（車両や器具の発注等）が令和8年4月1日以降で、事業完了日（支払い及び納品の完了）が令和9年2月26日までのもの。ただし、原則として補助金の交付決定後に着手（発注）するものが補助対象であることから、交付申請から交付決定の間までに着手する場合は、交付申請に併せて事前着手届出書（様式2号）の提出が必要。

Q 3-1-2 事前着手届出書に記載した着手予定日よりも実際の着手が遅くなっても問題ないか。【R8. 4. 22 追記】

問題ない。

### 4. 交付決定に係る選定基準について

Q 4-1-1 申請が早いものから順番に交付決定を受けるのか。

申請受付期間の終了後、交付決定を行い、申請の順番は考慮しない。受付期間内に申請のあった補助条件を満たすものについて、予算の範囲内で交付決定する。

なお、予算を上回る申請があった場合は、車両購入に申請のあった車両台数や、過去に実施した「愛媛県トラック物流効率化等支援事業費補助金」への申請回数等を総合的に勘案するなどして、交付申請のあった金額よりも減額して交付決定する場合がある。

### 5. 補助申請手続きについて

Q 5-1-1 様式はどこで入手できるか。

愛媛県のホームページに掲載している。県のトップページの右上、「サイト内検索」から

「トラック」で検索すると、検索結果に本事業のページが表示されるため、そこからダウンロードすること。

Q 5 - 1 - 2 納税証明書の省略手続きはどこから行えばよいのか。

えひめ電子申請システム（愛媛県）から「納税証明書の省略申込」の手続きを行い、申込完了通知メールに記載されている 12 桁の番号を様式に記入すること。

システム URL : [https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList\\_initDisplay](https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList_initDisplay)

Q 5 - 1 - 3 補助対象経費に増減があった場合はどうすればよいか。

要綱第 8 条に規定するとおり、補助対象経費の額が変更される場合は、あらかじめ変更等承認申請書（様式第 3 号）の提出が必要となるので、金額が確定した時点で申請すること（交付決定額の変更を伴わない 20%以内の変更は除く。）。ただし、補助金額を増額する申請にあっては、やむを得ないと認められる理由（国際情勢等に起因した物価上昇による見積時点からの価格上昇等）がない場合、増額変更は認められないことに留意すること。

Q 5 - 1 - 4 交付申請時点で見積もりをとっていた器具等について、発注先を変更する場合、補助金の対象になるか。

当初申請のあった補助対象事業の目的に変更がなければ補助の対象となる。ただし、補助対象経費の額の変更等、要綱第 8 条の変更等承認申請が必要な条件に該当する場合は、申請が必要。

Q 5 - 1 - 5 本社ではなく、営業所として補助金を申請したのでもよいか。

登記された営業所等であり、補助金申請の権限を有しているのであれば営業所名での申請を認める。ただし、営業所長等の個人の認印による申請は認めない。

なお、補助金の申請者と補助金の振り込みを希望する口座名義人が異なる場合、口座名義人に補助金受け取りを委任する手続きが別途必要となるため、原則は口座名義人と補助金の申請者を一致させること。

Q 5 - 1 - 6 実績報告の完了後、補助金額の確定通知を受ければ補助金が振り込まれるのか。

補助金額の確定通知を受けた後、請求書を提出する必要があるため、県が請求を受けた日から 30 日以内に補助金が支払われる。

Q5-1-7 補助金額が変更にならない場合であっても、20%以上の経費の変更があれば変更等承認申請が必要とのことだが、別表1、2の経費の変更額の合計が20%以上ある場合に変更等承認申請が必要となるのか。また、別表2の複数のメニューについて補助を申請している場合、メニュー単位で経費の変更が20%以上あれば変更等承認申請が必要になるのか。

別表1、2の経費の変更額の合計では変更承認申請の要否は判断しない。別表1、2でそれぞれ区別して、どちらか一方でも経費に20%以上の変更があれば、変更承認申請が必要になる（様式1-2の車両本体価格の合計額が20%以上変更となる場合か、様式1-3のA及びA'の合計額が20%以上変更となる場合に申請が必要）。

また、別表2の複数メニューについて補助を申請している場合、個々のメニューの補助対象経費の変更額では判断せず、申請している別表2のメニュー全ての経費の変更額の合計が20%以上となる場合に変更承認申請が必要になる（様式1-3のA及びA'の合計額が20%以上変更となる場合に申請が必要）。

Q5-1-8 申請書等について、事務補助者から修正の指摘があった場合、申請書類一式を提出し直す必要があるか。また、具体の修正作業はどのように行えばよいか。

修正が生じた書類のみの対応でよい。

修正作業について、押印が必要な書類は、記載内容を修正の上、修正後の書類に差し替えること。押印が不要なその他の書類は、軽微な誤字等については、取り消し線等による訂正を認めるが、金額は取り消し線等による訂正を認めず、記載内容を修正の上、修正後の書類に差し替えること。

Q5-1-9 交付決定後、車両等について、令和9年2月26日までに納入及び支払いが完了できないことが判明した。どのような手続きが必要か。

変更承認申請書（様式第3号）により、事業の中止（廃止）を申請する必要がある。

Q5-1-10 交付申請を行い事業の一部が認められなかった（補助金申請額から減額されて交付決定が行われた）場合は、あらためて「変更等申請書」の提出が必要となるのか。

【R8.4.22 追記】

県の審査で減額されたものであり、「変更等申請書」の提出は不要である。なお、「実績報告書」は、補助対象となった事業（減額後の補助金）分について提出することとなる。

## 6. その他

Q 6 - 1 補助上限額について、補助メニュー全てで共通なのか。

要綱別表 1 の補助対象事業の車両導入支援と、要綱別表 2 の 1 ～ 5 の物流効率化、人材確保・育成支援で別々に補助上限額を適用する（資格取得支援の定額補助についても、1 ～ 5 の事業の補助上限額の範囲内での適用となることに留意すること。）。

これにより、全て補助上限額まで交付決定を受けた場合の補助上限額は、250 万円×3 台 = 750 万円と、1 ～ 5 のメニューの上限額 200 万円の合計 950 万円となる。